

健康・福祉のつづき

グランチャ東雲 春の21講座

シニア

4～6月の期間にさまざまな講座を開催します。詳細はグランチャ東雲で配布するチラシやグランチャ東雲HPをご覧ください。

日4～6月(講座により開講期間が異なる)
場グランチャ東雲
対区内在住の60歳以上の方
定費講座により異なる
(未受講の方を優先し、抽選)

日フラダンス、水彩色鉛筆、スマホ相談室、カリンバ、吹き矢、美姿勢キープ体操、マシントレーニングほか
日3月15日(日)(消印有効)までに窓口(返信用はがき持参)または往復はがき(1講座につき1枚)に9面申込記入例の①～④と⑤年齢⑥性別⑦グランチャ番号(登録者の方のみ)を記入し、〒135-0062東雲1-9-46
グランチャ東雲へ☎03-5548-1992 ☎03-5548-1995
※3月15日(日)が休館日のため、窓口の場合は14日(土)21:00までにお申し込みください



エンジョイ・クラブ余暇活動支援員募集

「エンジョイ・クラブ」では、学校教育を修了した軽度知的障害のある就労者の方を対象に、スポーツや音楽など余暇活動支援を行っています。仲良く、楽しく、安全に活動できるよう支援する余暇活動支援員を募集します。障害福祉に理解のある方、趣味を生かして地域に貢献したい方大歓迎です。
※障害福祉施設での就業やボランティア経験、専門資格等は不問

【活動概要】

日土・日曜 年間約20回 ※おおむね4～6時間程度 場教育センターなど

【謝礼金】1時間あたり1,150円(交通費・税込み)

日区HP「エンジョイ・クラブ余暇活動支援員募集」内の「履歴書」に必要事項を記載し、〒135-8383区役所障害者施策課施策推進係(区役所隣防災センター2階17番)に郵送・窓口で☎03-3647-4749 ☎03-3699-0329 ✉shisaku-k@city.koto.lg.jp

※履歴書をもとに面接を実施。定員等により募集を締め切る場合あり

環境・まちづくり

このほかの記事は11面こうとうインフォメーションに掲載

守ろう!道路占用のルール 安心して通れる道路をめざして

道路は誰もが自由に通行できる場所であるため、道路上に工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合は「道路占用許可」が必要です。なお、対象となる工作物等は道路法で限定されており、のぼり旗や立て看板などは交通安全上の支障となるため、道路上への設置は認められていません。

道路は大切な共有財産です。みんなでルールを守りましょう。

忘れていませんか? 道路占用許可申請

道路上に出る看板や日よけなどを設置する際は「道路占用許可」が必要です。申請を行っていない企業や商店の方は、速やかに手続きをお願いします。なお、表示面積5㎡以下の自家用看板は、所定の手続きにより道路占用料が減免されます。

道路占用物件の設置基準や申請方法は区HPをご覧ください。
くか、道路占用係までお問い合わせください。

日道路課道路占用係

☎03-3647-9689 ☎03-3647-2126



▲道路の占用

みんなの道路、きれいに広く、安全に

道路上に植木鉢やプランター、段差解消ブロック、鉄板などの私物を置くと、歩行者や自転車などの通行の支障となり、水たまりができる原因にもなります。また、設置した私物が原因で事故が発生した場合、設置者が責任を問われることもありますので、自主的に片づけてください。ご理解とご協力をお願いします。

日施設保全課監察係

☎03-3642-5094 ☎03-3642-4748



▲道路の不法占用

ウミネコの被害を防ぎましょう 繁殖期前に対策を!

主に4月～7月下旬、ウミネコがマンションなどの屋上に巣を作り、産卵・繁殖をする事例が区内で多く見られます。ウミネコは集団で活動し、夜間や明け方でも大きな鳴き声を上げるため、「眠れない」「フンによって洗濯物が干せない」「洗車が必要になる」などの被害が近隣住民に出ています。

被害を防止するためには、繁殖期の前からの対策が必要です。巣を作りやすい屋上の緑化スペースに防除網を設置する、屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせる、定期的に屋上の点検や清掃を行うなどで営巣を防ぐことができます。

ウミネコを見かけた・巣を発見したら区にご連絡ください。

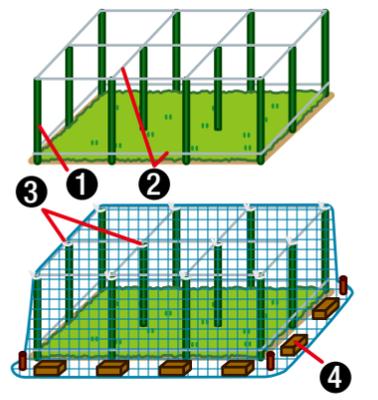
日環境保全課環境美化係

☎03-3647-9373 ☎03-5617-5737



【簡易的なウミネコ防除網の設置方法】

- ①緑化部分に園芸ポールを立てる
②園芸ポールの上部と下部にそれぞれ細かいひも(ワイヤー)を掛け、園芸ポール同士をつなぐ
③全体を網で覆い、ひもと網を結束バンドなどで固定する
④隙間からの侵入を防ぐため、置き石で網を固定する



令和7年度包括外部監査結果

区では、平成20年度から公認会計士など外部の専門家による包括外部監査を実施しています。これは、従来の監査委員制度に加え、監査機能の専門性・独立性を強化するため、地方公共団体が外部監査人(弁護士、公認会計士、税理士等)と契約を結び、財務や事業の執行について監査を受ける制度です。

このたび、今年度の包括外部監査結果が包括外部監査人である天野修公認会計士から報告されました。

【テーマ】行政手続の簡素化・合理化とデジタルサービス推進施策に係る財務事務の執行について

【選定理由】区では、令和7年3月に策定した「江東区DX推進計画」において、DX基盤の整備とデジタル技術の活用により、多様なニーズに対応できるスマートなまち「Smart KOTO」を実現していくこととしています。そこで、これまで進めてきたデジタル化政策における財務事務の執行状況を検証することは、DXの一層の推進を目指していく区にとって有益であると判断されました。

【対象年度】令和6年度(必要な範囲で過年度や令和7年度も対象) 【監査結果】指摘事項1件 意見事項37件

報告書は、区HPやこうとう情報ステーション(区役所2階)で閲覧できます。区では報告書の内容を踏まえ、今後事務改善を進めていきます。

日総務課コンプライアンス推進担当☎03-3647-4020 ☎03-3699-8773



LGBT等相談

性的指向やジェンダーアイデンティティに関する悩みや不安などご相談ください。LGBT等の方だけでなく、家族や職場、支援者の方も相談できます
電話相談(予約不要)毎月第3木曜 17:00～20:00 ☎03-3647-1171 面接相談(来所またはオンライン・要予約)毎月第2火曜 17:00～20:00

